

日本科学者会議福岡支部規約

- 1 条 この会を「日本科学者会議福岡支部」と呼び、事務局を下記におきます。
福岡県糟屋郡粕屋町大字原町 111
九州大学農学部附属農場
- 2 条 支部は福岡県下に職場または住所をもつ日本科学者会議の会員によって組織されます。職場を中心に班をおき、地域または大学別に分会をおきます。
- 3 条 支部は日本科学者会議の基礎的組織として、日本科学者会議の創立宣言および会則の主旨に沿って、いろいろな活動や事業をおこないます。
- 4 条 (1) 支部の最高機関は大会であり、定期大会は年 1 回幹事会の召集によって開かれます。ただし、幹事会が必要と認めた場合は臨時大会を開くことができます。また、会員総数の三分の一以上の要求がある場合には臨時大会を開かねばなりません。
(2) 大会は会員の過半数の出席によって成立し、大会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。
(3) 大会は運動方針、予算、会費の決定、決算の承認および支部 役員の選出をおこないます。
- 5 条 支部に次の役員をおきます。
代表幹事 若干名
幹事 若干名
常任幹事 若干名
事務局長 1 名
会計監査 若干名
- 6 条 (1) 支部幹事会は支部幹事で構成され支部大会の決定にも とづいて、支部の運営にあたります。
(2) 支部幹事会は幹事の過半数の出席によって成立し決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。
(3) 支部幹事会は会員の入会の承認と資格の喪失の決定をおこない、また全国大会代議員の選出をおこないます。
(4) 支部常任幹事若干名は、幹事の互選によって選ばれ、支部の日常業務をおこないます。事務局長は常任幹事の互選によって選ばれます。
- 7 条 支部代表幹事は会を代表し、支部幹事会を召集します。
- 8 条 会員は定められた会費を納めます。
- 9 条 会計監査は支部の会計を監査し、その結果を大会に報告します。
- 10 条 この規約は、支部大会で出席者の三分の二以上の賛成があれば変更することができます。

1966 年 6 月 25 日の支部設立総会で採択、同日施行

2003 年 2 月 1 日に一部改正